

## 農地法第3条許可申請事務処理の標準処理期間

上富良野町農業委員会

農地法第3条許可の事務処理について、申請書の受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理により行政サービスの向上に努めています。

### 記

農地法第3条第1項（農業委員会許可事案）標準処理期間 28日

注：標準処理期間は、申請締切日の翌日から起算して28日としています。

### \*\* 参 考 \*\*

上富良野町の下限面積は、2010農林業センサスで2ha以上の農地を耕作している農家が全戸数の8割を上回る92%のため、下限面積2haの変更は行いません。